

学校における感染症の予防対策実施要領

目 的

集団生活の場である学校において、感染症の集団発生を未然に防止し、万一発生の場合はまん延を最小限に食い止めるため、学校等欠席者・感染症情報システム（以下、「サーベイランス」という。）等を活用し、児童生徒等の健康管理と学校環境衛生の管理を行うとともに、保健指導を強化することを目的とする。

1 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条による）

第一種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。）

第二種

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症

及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

2 感染症の発生予防

(1) 患者の早期発見と早期処置

ア 朝の健康観察を重視し、感染症の初期徴候の早期発見に努める。特に、病後の出席者については注意して観察する。

イ 異常な症状を訴える児童生徒等が多発した場合は、その原因や症状・異常者数等を早急に調査し、学校医の指示を受ける。

なお、必要に応じて保健所の指導や指示を受けるとともに教育委員会に連絡する。

ウ 患者及び感染の疑いのあるものを発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、学校保健安全法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をする。

エ 感染症の予防の実施に当たっては、それに係わる措置によって差別や偏見が生じることのないよう十分配慮する。

オ 臨時健康診断を必要に応じて実施する。

(2) 欠席児童生徒等の調査

ア 欠席者が増加の傾向にある場合は、その原因を調査するとともに、サーベイランス等の活用や、隣接学校の欠席状況やその原因等について、問い合わせるなどし、情報を収集する。

イ 欠席者が急に増加した場合は、欠席の原因調査を急ぐ。その結果、感染症の疑わしい場合は学校医・保健所に連絡をとり指示を受ける。また、教育委員会に連絡する。

(3) 学校環境衛生の強化

ア 飲料水の衛生管理を強化する。

イ プールの衛生管理を徹底する。

ウ 特に汚染されやすい場所・便所・下水・厨芥置場等は清潔に十分留意し消毒を適切に行う。

エ ネズミ・ハエ等の病害虫を駆除するとともに、特に給食施設には進入できないよう、施設・設備を改善する。

オ 窓の開閉を適切に行い、換気に努める。

カ 給食施設の衛生管理を強化徹底する。

3 感染症予防に対する教職員の役割

(1) 学校長

- ・ 予防対策、措置の全体指揮にあたる。
- ・ 出席停止の措置並びに出席停止、臨時休業等の報告をする。
- ・ 感染症予防のための施設、設備の改善を図る。

(2) 保健主事

- ・ 感染症の予防計画を確立し推進する。
- ・ 情報収集と分析並びに保健指導をすすめる。

(3) 学級担任

- ・ 日常の健康観察を強化し、異常徴候や疑いのある児童生徒の早期発見に努める。
特に、病後の出席者については注意して観察する。
- ・ 異常又は疑いある児童生徒を発見した場合には、直ちに養護教諭に連絡し、その助言を受ける。
- ・ 毎日欠席調査を行い、その原因や症状の把握に努めるとともに、その結果については養護教諭に連絡する。
- ・ 児童生徒の健康管理と保健指導を強化する。特に、手洗い、うがいの励行、過労防止、からだや衣服の清潔、栄養指導などを行う。

(4) 養護教諭

- ・ 感染症の初期徴候と健康観察の観点を学級担任に示し、早期発見に努める。
- ・ 健康観察を行う必要があるときは、学級訪問して実施する。
- ・ 疑わしい症状のある者については、速やかに校医又は医師の診察を受けさせてその指示により措置する。
- ・ 全校の欠席状況、健康観察の結果を毎日（第1校時終了時）集計し分析する。
- ・ 欠席の原因を追及する。
- ・ 疫学的調査を行い予防措置の情報を収集し提供する。

○ 情報の内容

ア 誰から・何時・何処で・どんな方法（経路）で感染したか。

イ 同時に感染した者はいないか、他に患者はいないか。

ウ 学校内だけか、学校外にも発生していないか。

エ 更に感染するおそれの児童生徒はいないか。

オ 2次・3次感染のおそれはないか。

カ 流行曲線を描いてみてどんな特徴があるか、次の流行波はいつ頃に来るのか。

- ・ 感染症の疑いある時は、速やかに校長・保健主事に連絡するとともに学校医の指示を受ける。必要に応じて保健所の指導を受ける。
- ・ 校長に患者及び感染の疑いある者の措置に必要な資料を提供する。
- ・ 必要に応じて臨時の健康診断の実施又はこれに協力する。
- ・ 学校環境衛生の徹底と、必要に応じて学校薬剤師並びに設置者等の指導を得て消毒する。
- ・ 保健指導に必要な資料の提供並びに保健指導を行う。

(5) 学校医

- ・ 患者又は感染の疑いのある者の出席停止・登校許可・予防措置等について助言する。
- ・ 臨時休業又は授業の再開について助言する。
- ・ 必要に応じて臨時の健康診断を実施する。

(6) 学校薬剤師

- ・ 飲料水の検査及び管理並びにプール水の検査及びプールの衛生管理をする。
- ・ 便所その他の校内の消毒及びネズミ・衛生害虫等の駆除に対する指導をする。
- ・ 教室内の暖房・換気の方法について助言する。
- ・ その他、衛生管理に必要な措置について助言する。

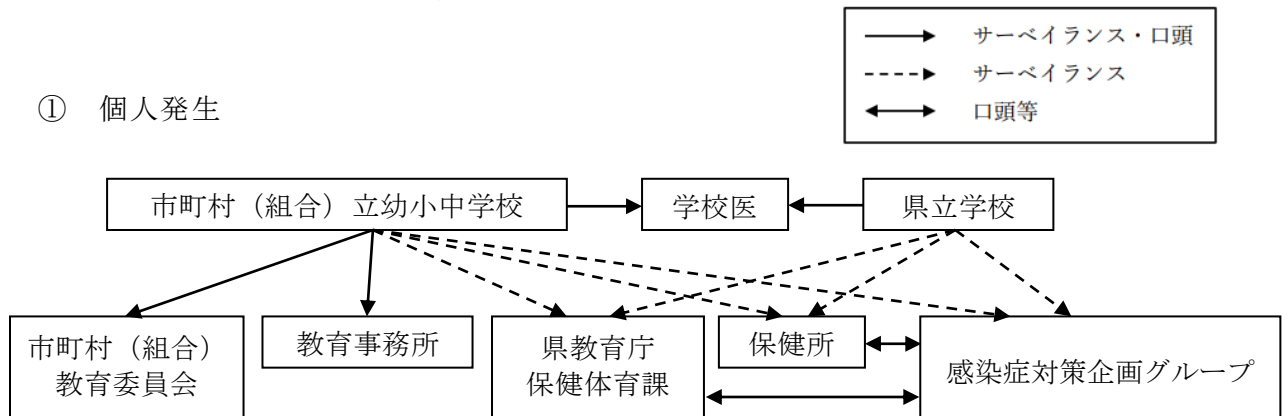
4 感染症患者の発生の報告

学校において予防すべき感染症又はその疑いのある患者が、個別的並びに集団的に発生した場合は、口頭及び学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）による報告を基本とする。

※ 市立高等学校は、県立学校に準ずる。

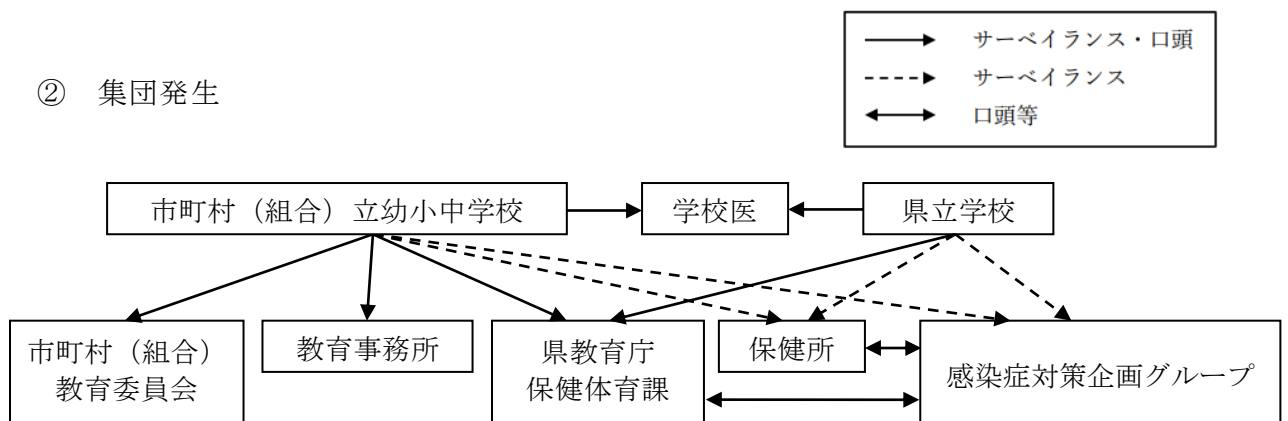
(1) 学校において予防すべき感染症（麻しん、第一種を除く。）が発生した場合
 (季節性インフルエンザを含む。)

① 個人発生

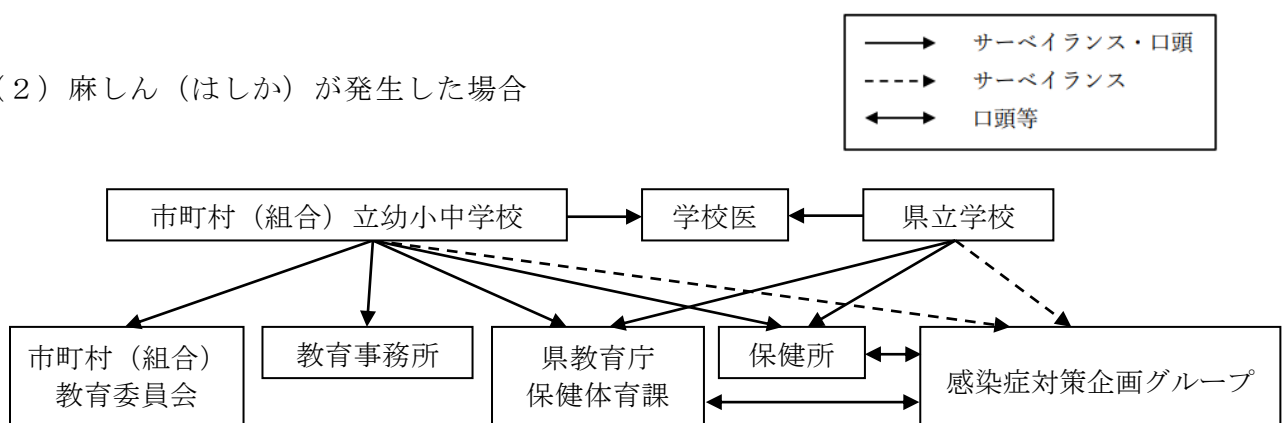


- 市町村(組合)立幼小中学校は、市町村(組合)教育委員会、教育事務所との協議により、口頭による報告を省略することができる。

② 集団発生



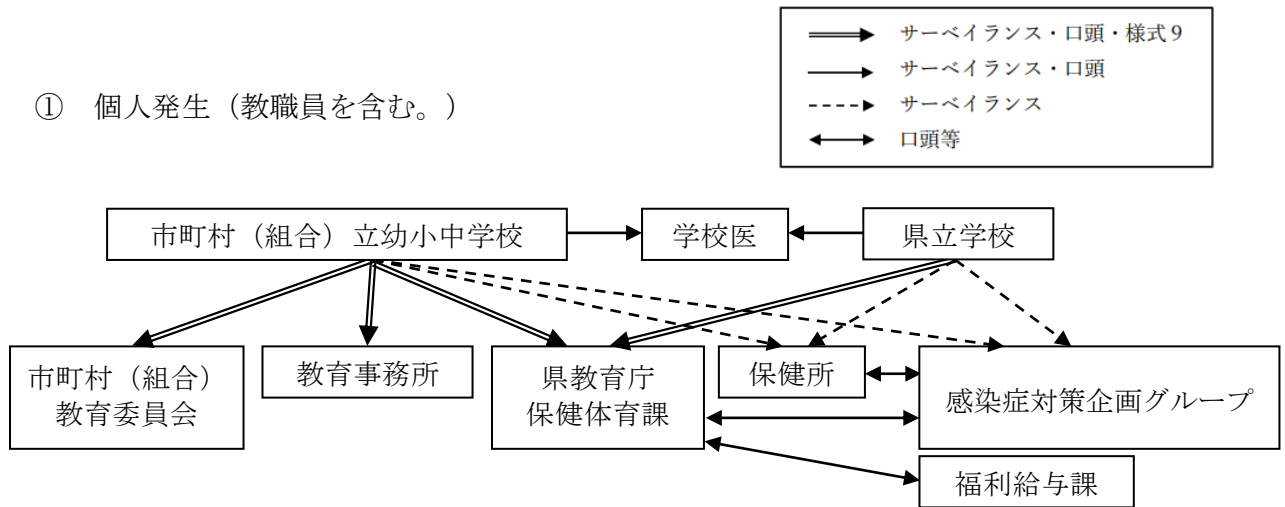
(2) 麻しん(はしか)が発生した場合



- 1名の発生でも、ただちに保健所に電話で報告する。

(3) 学校において予防すべき第一種感染症（疑い・濃厚接触者等を含む。）が発生した場合

① 個人発生（教職員を含む。）

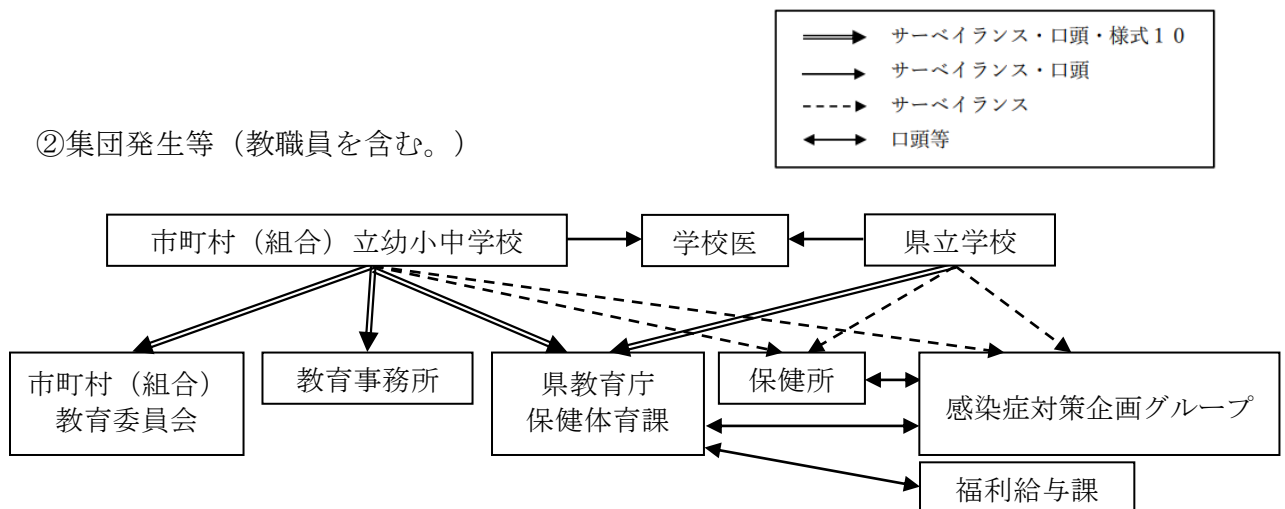


・ 1名ごとに様式9を使用し、FAXで報告する。

※ 様式9については、記載内容が不十分であっても、速やかに報告し、第2報以降で追加報告をすること。

※ 様式9は、発生状況等に応じて、保健体育課からの通知による報告方法とする。

② 集団発生等（教職員を含む。）



・ 臨時休業等の措置をした場合及び自校において集団発生が見られなくても何らかの措置を実施した場合は、様式10を使用し、当日12時までにFAXで報告する。

(4) その他

- ・ 報告体制に関わりなく、状況に応じてすみやかに、校医等関係者並びに保健所等関係機関と連絡・相談を行い、適切に対応する。
- ・ 鑑は、省略することができる。
- ・ 上記による報告を原則とするが、国等の対応方針等に応じて内容や方法が変更となる場合もあるため、県・市町村（組合）教育委員会からの通知に留意する。
- ・ サーベイランスへの入力は、午前中に行うことを原則とし、確実に入力できる体制を校内で整える。
- ・ 感染症対策に関する法令に基づく対応を求められた場合は、適切に対処する。

令和2年4月1日 一部改正

令和2年9月1日 一部改正

令和3年4月9日 一部改正

令和3年4月19日 一部改正

令和4年4月22日 一部改正

令和4年6月17日 一部改正

令和5年5月8日 一部改正